

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

令和4年7月公表

熊本県後期高齢者医療広域連合長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づく実施状況については、以下のとおりです。

1 取組状況

目標項目	実施状況
年次有給休暇取得率向上	計画的な年次有給休暇及びゴールデンウィーク、夏季休暇、年末年始等の期間と合わせた連続休暇の取得促進のため各職員へ周知を行った。
超過勤務の縮減	業務分担と協力体制については、おおむね例年どおり運用されており、夜間の会議出席等については時差出勤で対応するようにしている。 しかし、令和3年度においては、通常業務のほか令和4・5年度の保険料率改定業務及び令和4年10月からの制度改正に向けた準備業務により、業務量が増加したため全体的に超過勤務時間が増えている状況である。
男性職員の家庭生活（家事・育児等）への参加促進	休暇制度の周知については未実施であった。 しかし、子の看護休暇の取得実績はあったため、積極的な周知を行い、取得促進を図りたい。
各役職段階に占める女性職員の割合の拡大	構成市町村の人事に関わるものであるが、派遣依頼のときには、可能な限り女性職員の派遣依頼を行う。
ハラスメント防止対策の整備	「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」策定時に周知を行った。安心して相談できる体制の整備づくりを図るため、周知を継続していく。
非常勤職員に対する研修	外部研修 5研修 情報セキュリティに関するリモートラーニング研修（地方公共団体情報システム機構実施）を受講した。

2 数値目標に対する進捗状況

目標項目	数値目標	最新値	設定時最新値
職員の年次有給休暇取得率向上	75% (令和7年度までに)	54.44% (年休付与日から1年間)	67.83% (R2.1.1~12.31)
	年5日未満の職員数をゼロとする	年5日未満者 7名	年5日未満者 2名
超過勤務の縮減	月45時間以上の超過勤務職員をゼロとする	1名 45時間45分 (R3.6)	0名 (令和2年度)
男性職員の家庭生活(家事・育児等)への参加促進	配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇を取得した職員割合を100%とする	配：対象者なし 育：対象者なし 子：33.33%	配：100% 育：33.33% 子：80.00%
各役職段階に占める女性職員の割合の拡大	課長以上 20%以上 主幹・主査・参事 25%以上	課長以上 20.00% 主幹・主査・参事 66.67%	課長以上 0% 主幹・主査・参事 55.56%
非常勤職員に対する研修	年1回以上 (令和3~7年度)	5回 (令和3年度)	5回 (令和2年度)